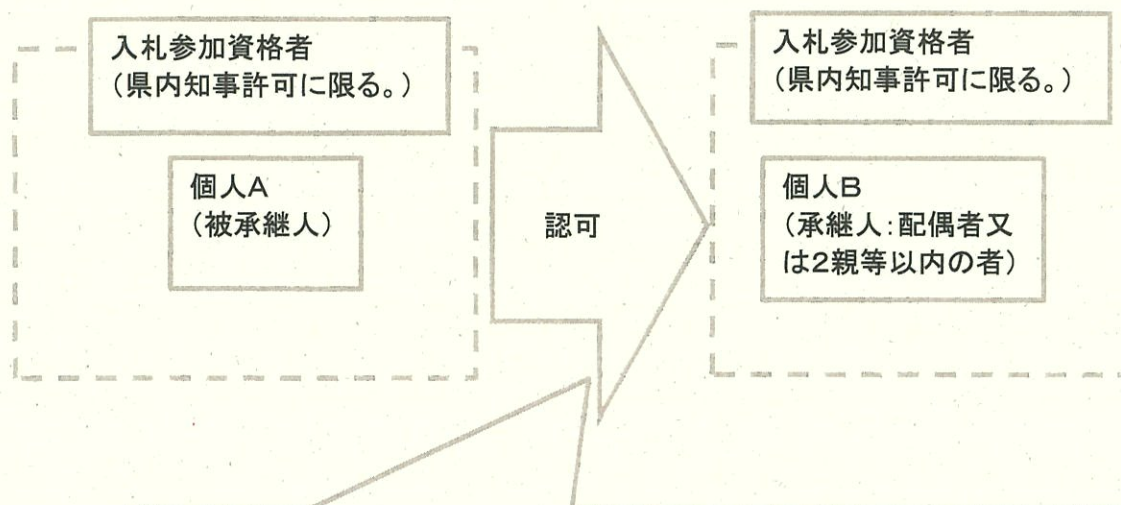


要綱改正の概要図

○個人から個人(配偶者又は2親等以内の者)に入札参加資格を承継する場合



・今回の法改正により創設された法第17条の2(事業承継)又は法第17条の3(死亡による相続)の規定による認可を受けた日(許可日)から、入札参加資格者である個人Aの入札参加資格を個人Bが承継したものとする。

※想定されるケース

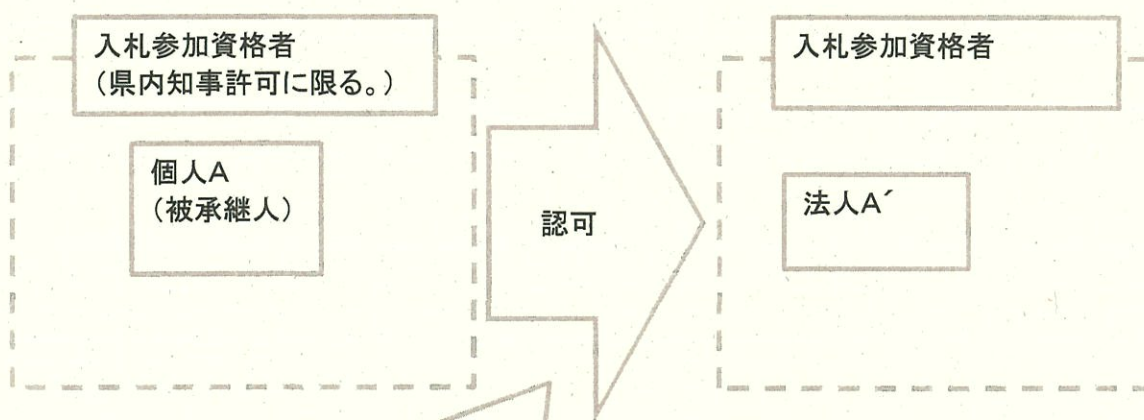
・ケース1: 個人A(父)が高齢になったので、元気なうちに個人B(息子)に代替わり(事業譲渡)する場合

⇒法第17条の2(事業承継)

・ケース2: 個人A(事業主)が病気でなくなり、個人B(配偶者)が相続する場合

⇒法第17条の3(相続)

○個人から法人(法人成り)の場合



・今回の法改正により創設された法第17条の2(事業承継)の規定による認可を受けた日(許可日)から、入札参加資格者(個人A)の入札参加資格を法人A′が承継したものとする。